第 4930 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2014年)平成26年 2月 26日 水曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 施行日をまたぐ賃貸料の消費税の取扱い

Q：当社は、不動産賃貸を営む会社です。賃料を前払いでもらう所もあれば、賃料を後払いでもらう所もありますが、消費税の施行日をまたぐ期間については、どのような取扱いをすればいいのでしょうか？

A：４月分の賃料は新税率の８％、３月分の賃料は旧税率の５％が適用されます。

【解説】

消費税の施行日をまたいで賃料等をもらう場合、その月の賃料をその月にもらう場合は問題ありませんが、前払いでもらう場合や後払いでもらう場合には、次のように取り扱われますので注意してください。

①当月分の賃料を前月に支払うとする内容の契約になっている場合において、平成26年４月分の賃料を３月にもらった場合

この場合の賃料は、平成26年４月分の賃料であって、施行日以後である平成26年４月分の資産の貸付の対価として受領するものですから、４月末日における税率８％が適用されます。

②当月分の賃料を翌月に支払うとする内容の契約になっている場合において、平成26年３月分の賃料を４月にもらった場合

この場合の賃料は、平成26年３月分の賃料であって、施行日以前である平成26年３月分の資産の貸付の対価として受領するものですから、４月末日に受領したものであっても、３月末日における税率５％が適用されます。